

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 3 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 5 日から 33 年 1 月 26 日まで

申立期間について、A社に勤務していたが、既に脱退手当金が支給された記録になっている。脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立てに係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 1 年 10 か月後の昭和 34 年 11 月 19 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととされている日から 12 日後に別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者になっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するのは不自然である。

さらに、申立期間直後の厚生年金保険被保険者期間については申立期間と同一被保険者記号番号になるよう加入手続きがとられていることを踏まえると、申立人の意思で請求したものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年7月8日まで

私は、昭和26年8月13日にA事業所に入り、28年9月30日に上司から、明日からB事業所へ行くように指令を受け、同年10月1日からB事業所で働いていたが、年金記録によると、29年7月9日からB事業所C事務所（現在は、D事業所）で厚生年金保険の資格を取得したこととなっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D事業所が保有している連合国軍関係常備使用人登録票によると、申立人は昭和26年8月13日に雇用され、28年10月1日に「E」からFに異動したことが記載されている。

しかし、同登録票には、昭和28年10月1日の異動後の記載が一切無い。

また、申立人が所持しているB事業所における解雇予告通知に記載されている勤務期間は、B事業所C事務所に係る厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

さらに、D事業所には、同登録票以外に当時の賃金台帳などの資料が残っていないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができなかった。

加えて、B事業所C事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が昭和28年10月1日となっている被保険者は36人確認でき、このうち複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年10月20日から62年1月23日まで  
私の夫は、昭和56年10月又は同年11月にA社B営業所に入社した。後に、夫の紹介で同営業所に入社した長男の厚生年金保険記録は有るのに、夫の厚生年金保険記録は無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B営業所に係る雇用保険の記録は無く、同営業所長及び事情が聴取できた複数の元従業員は、いずれも、申立人の名前を記憶していないことから、申立人の同営業所における勤務実態を確認できない。

また、申立人は、昭和56年10月28日から平成20年3月31日まで、C市の国民健康保険に加入していることが確認でき、申立期間に厚生年金保険に加入していた状況はうかがえない。

さらに、A社B営業所は既に閉鎖しており、同営業所からの書類の提出も見込めないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 3 日から 39 年 1 月 21 日まで  
脱退手当金が支給された記録になっているが、A社B工場で働いた期間について脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性94人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和39年1月の前後2年間に資格喪失した者35人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給要件を満たした者は29人、そのうち受給者は16人であり、うち15人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和39年4月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。